

鳥取県告示第 167 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成20年3月18日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
431号	境港市上道町2276地先から同市福定町1820地先まで	変更前	20.1～38.0	1,331.0
		変更後	22.7～48.0	1,331.0